

七、五年以上六年	九十七日分	百十七日分	二十日
八、六年以上七年	百十八日分	百三十八日分	二十日
九、七年以上八年	百三十九日分	百五十九日分	二十日
十、八年以上九年	百六十四日分	百八十九日分	二十日
十一、九年以上十年	百八十四日分	二百三十三日分	二十三日

十二、勤続年数十ヶ年以上十五ヶ年未満ノ者ニハ当初ノ十ヶ年ニ対シテハ日収二百五
 日分ヲ支給シ十ヶ年以上ニ對シテハ一ヶ月ニ付キ定款日収ノ二日分
 合十五年以上ハ三日分ノ割合ニテ加算支給ノコト
 一、入社ハ其月十日以前ノ者一ヶ月トシ
 退社ハ其月二十日以後ノ者一ヶ月トスルコト
 一、今年未滿タル端數ハ端數日數ノ十二分ノ一ヲ勤務日數ヲシレニ加算スルコト
 一、解雇手當ノ件
 従業員解雇ノ場合ハ実收入ノ八十六日分ヲ支給スルコト
 一、吹方工常備日給ニ關スル件
 吹方常備日給ヲ二円ニ引上ケル事
 一、健康保険ノ件
 硝子工場従業員ヲ即時健康保険ニ入會サセルコト

一、衛生ニ關スル件

食堂ノ設置、洗面所ノ設置ヲ爲スコト

一、日給者ニ關スル件

少年男女工最低七十五銭、雜役夫、荷出し、検査、職工ノ給料ヲ最低二円トシ
 九ノ比例ニ依リ引上ケルコト

一、日給四月分ヲ一ヶ月皆勤者ニ賞與トシテ支給スルコト

一、年二回ノ定期増款ヲ爲スコト

一、去ル四月十八日より新竈ノ男女工ヲ休業ヲ命ジタル従業員ニ給料ヲ即時支
 給スルコト

休業中ノ従業員ニハ後何日迄休業スルヤ明示スベシ
 今後休業何日ナリ共、其ノ日給ヲ支給スルコト

一、労働組合ニ關スル件

労働組合ニ加盟セル者ヲ解雇スルト云フ理由ヲ明示サレタシ
 一、吹方工職人ニ先日言ハシタル労働組合ニ加盟セシ者ニ對シテハ使用セズト
 云イ、又硝子令業者ニ依リ成レル資本組合ニ通知シ使用セズ様ニ爲スト云イシ
 不当ナル言ヲ撤回ナシ今後組合員ニ對シ威嚇スルカ如キ事ヲ爲スベカラズ

昭和三年五月八日